



平成 28 年度 呉市任期付職員（海事歴史科学館学芸員） 選考案内

呉市では、海事歴史科学館（大和ミュージアム）で、日本近現代史を専門分野として学芸業務に従事していただく人を募集します。

学芸員としての多様な経験や専門知識を有し、魅力的な博物館づくりに意欲あふれる人材を求めています。

1 採用職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
学芸員	2名	呉市海事歴史科学館の資料の収集・保存・展示，資料の調査・研究をはじめとする博物館業務に従事します。

※「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項第1号及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第2条第2項第1号の規定に基づく採用

2 申込資格

- 昭和52年4月2日以降に生まれた者
(平成29年4月1日の年齢で40歳未満の者)
- 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者で、日本史(近世・近現代史)についての専門知識を有する者
- 博物館法に規定する学芸員資格を有する者又は平成29年3月31日までに学芸員の資格を取得する見込みの者(資格を取得することができない場合は採用される資格を失います。)
なお、博物館等において研究・展示及び資料保存等の学芸業務に関する実務経験がある者が望ましい。
- 次のいずれかに該当する者は申し込みできません。
 - 成年被後見人又は被保佐人
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 呉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の日時及び合格発表等

区 分	日 時・内 容	合格発表等
第1次選考	提出書類による審査・選考を行います。	平成29年2月上旬
第2次選考	平成29年2月上旬 個別面接，集団討論	平成29年2月中旬

※第1次選考の結果は、申込者全員に文書で通知します。

4 申込手続

- 提出書類
 - 履歴書 1部
市販A4（A3見開）のものに自筆で詳細に記入し、最近3か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身の写真を貼ってください。現住所、郵便番号、電話番号は必ず記入してください。
 - 小論文
タイトルは「呉の近現代の歴史」とし、氏名を記載の上、呉の歴史（主に近現代）について5,000字以内でまとめてください。A4サイズであれば様式は問いません。

ウ 研究業績目録

様式は別紙「研究業績目録」のとおり。パソコン等で作成可能ですが、様式変更はしないでください。

エ 実務歴等に関する経歴書

様式は問いませんが、所属団体名称・実務内容・実施期間を記載してください。
企画展等の開催実績がある場合は、企画展名・会場名・開催年・担当業務内容も記載してください。

(2) 申込先（申込みは、郵送または持参によってください。）

〒737-0029 呉市宝町5番20号(大和ミュージアム4階)

呉市海事歴史科学館学芸課 学芸員選考担当（電話0823-25-3047）

5 受付期間

平成28年11月30日（水）から平成29年1月13日（金）まで

（受付期間は、休館日（火曜日）を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

なお、書類を郵便で提出する場合は、1月13日（金）の消印のあるものまで受け付けますが、1月11日（水）以降に郵送する場合は「速達」にしてください。

6 卒業証明書等の提出

第1次選考合格者については、第2次選考までに、最終学校の卒業証明書、卒業見込証明書、成績証明書及び学芸員資格取得証明書を提出していただきます。

7 採用と勤務条件等

(1) 最終合格者は、呉市職員採用候補者名簿に登載し、原則として平成29年4月1日付けで採用します。

(2) 任用期間は3年ですが、必要に応じて最大5年まで延長することもあります。

なお、勤務成績が極めて優秀であれば、任期の定めのない一般正規職員への任用替えをする場合があります。

(3) 給料は、呉市職員の初任給基準(平成29年4月1日時点)に基づき、職歴等を考慮して決定します。ほかに通勤手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(4) 勤務形態は、1週間当たり38.75時間の勤務時間で、1週間に2日の週休日があります。

8 問い合わせ

呉市海事歴史科学館学芸課 学芸員選考担当（電話0823-25-3047）までお願いします。

